

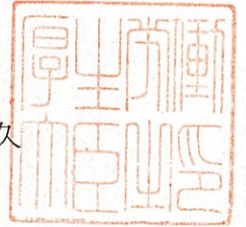
厚生労働省発雇児 1112 第 1 号

平成 27 年 11 月 12 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

(別紙)

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

第一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第八条に定める雇用の分野における男女の均等な機会の確保の支障となつてゐる事情を改善することを目的とする措置であつて、同法第五条及び第六条の規定に違反することとならないものとして、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない役職についての募集又は採用に当たつて男性と比較して女性に有利な取扱いをすることを加えること。

第二 この告示は、公布の日から適用するものとする。